# 佐倉市さくらんぼ園における指定管理者の管理に係る 管理の基準及び業務の範囲等の制定について

#### 1 条例改正の趣旨

佐倉市さくらんぼ園(以下「さくらんぼ園」といいます。)は、在宅の障害児の持つ障害の程度に応じて発達を支援することにより、その福祉の増進を図るため、昭和46年に開設された施設です。

現在、さくらんぼ園における児童デイサービス事業の実施に当たっては、市の職員によって障害児に対してサービスを提供していますが、専門職の採用や専門的な知識・経験を有する職員の育成が困難になっており、利用者へのサービスの向上を図ることが難しい状況となっています。

そこで、専門的な知見を有する福祉サービス事業者に管理運営を任せることで、より利用者のニーズに沿ったサービスの提供が期待できるものと判断し、指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等について定めようとするものです。

なお、佐倉市集中改革プラン(平成17~21年度)においても、公共施設運営の合理化の観点から、さくらんぼ園の指定管理者制度の導入について検討を進めてきたところです。

# (1)障害福祉サービスの動き

平成12年の社会福祉法の改正により福祉サービスの利用が措置制度から契約制度へと変更されたことにより、障害者に対する福祉サービスは、平成15年には支援費制度の下で契約に基づいてサービスを利用する形態へと移行し、平成18年からは障害者自立支援法に基づくサービス体系に位置づけられました。

これに伴い、利用者がサービスを選択の上、事業者と契約し、利用する仕組みとなったため、サービスを提供する事業者は、個別的なニーズに沿ったサービスの提供が求められることとなりました。

また、サービスの提供に当たっては、ニーズの把握のみにとどまらず、個々の障害像の把握、生活環境などを把握した上でサービス計画を用意し、契約する仕組みになりました。

#### (2)指定管理者制度導入の背景

市の直営により施設を運営する場合は、上記のとおり、このような個別的なニーズに沿ったサービスを提供する仕組みに対応することが困難になっています。

一方で、障害福祉サービスの担い手は、社会福祉法人を中心に発展してきた 歴史があります。千葉県内の障害福祉サービスの民営化率は、平成14年4月 1日現在の定員から見る割合では、身体障害者では98.1%、知的障害者では 83.3%、精神障害者では96.1%となっています。

契約制度の仕組みを考えると、民間のノウハウを導入することで、利用者に とってよりよいサービスの提供ができると考えられます。

指定管理者制度の導入に当たっては、現行水準を基準とした上、その他の事業企画での競争となることから、より高いレベルでのサービス提供が期待できます。

佐倉市内において、児童対象の児童デイサービスを展開している事業所は NPO 法人 1 か所となっており、成人対象の日中活動事業を展開している事業所 は社会福祉法人 4 か所、NPO 法人 2 か所、家族会 1 か所となっています。

## (3)指定管理者制度導入における留意点

さくらんぼ園への指定管理者制度の導入に当たっては、以下について留意する こととします。

十分な引継ぎによるスムーズな移行

サービスの質向上のための整備

- ア) 事業計画書の整備
- イ) 業務基準、審査基準の整備
- ウ) 受託事業者の条件

福祉サービス事業者による経営

障害者自立支援法に基づく事業収入及び市からの委託料で運営します。

#### (4)関係法令

社会福祉法

障害者自立支援法

## 2 条例の概要(主な改正点)

指定管理者に以下のとおり管理を行わせるものとします。

## (1)開所時間

原則として午前8時から午後5時までとします。

#### (2)休所日

日曜日

土曜日(指定管理者は、一定の範囲内で開所することができます。この場合の開所時間は、午前8時から午後2時までとします。)

国民の祝日に関する法律に規定する休日

1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

### (3)指定管理者の業務の範囲

さくらんぼ園の施設及び設備の維持管理に関すること。

以下の業務の実施に関すること。

ア)利用者の障害の程度に応じた、児童デイサービスの実施に関すること。

イ)その他利用者の福祉の増進に関すること。

その他市長が必要と認める業務

## (4)利用の許可

さくらんぼ園を利用しようとする障害児の保護者の方は、指定管理者の許可を 受けることとなります。

## (5)利用の制限

以下の場合は、利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止させる ことができるものとします。

さくらんぼ園の利用者の要件を満たさなくなったとき。

その他さくらんぼ園の管理上支障があると認められるとき。

# 3 検討の経緯

平成19年2月5日、さくらんぼ園保護者会への説明会において、以下の内容について協議し、理解が得られました。

平成20年度からの指定管理者制度への移行に関する提案は受け入れる。

現在の利用者が必ず利用できるようにすること。

現行サービスは維持すること。

#### 4 施設概要

所 在 地 佐倉市大篠塚1587番地

部屋の概要 保育室3、療育室、個別指導室2、シャワー室、医務・相談室、

学習室、水中療育室、湯沸室、倉庫4、トイレ2、学習室、

事務室

開館 日 年末年始、土日祝日を除く平日

定 員 40名 / 1日

内 容 児童デイサービス

## [参考] 佐倉市集中改革プランへのリンク (計画年度に変更あり)

http://www.city.sakura.lg.jp/gyoseikanri/gyoseikanri/gyokaku/4th\_gyokaku/
plan/com/p0762007.htm